

《特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準》
 (騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例(県条例))

		騒音基準	振動基準	適用除外
騒音又は振動の大きさ	基準値	85 デシベル	75 デシベル	—
	測定位置	敷地境界		
作業時間	①の区域*	午後7時～翌日午前7時の時間内にないこと		イ・ロ・ハ・ニ
	②の区域*	午後10時～翌日午前6時の時間内にないこと		
1日当たりの作業時間	①の区域*	10時間/日を越えないこと		イ・ロ
	②の区域*	14時間/日を越えないこと		
作業期間		連続6日を越えないこと		イ・ロ
作業日		日曜日その他の休日ではないこと		イ・ロ・ハ・ニ・ホ

※①の区域及び②の区域は、下記の《区域の区分》を参照ください。

適用除外

- イ 災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ニ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ホ 変電所の工事であって必要な場合

《区域の区分》

①の区域及び②の区域は、下表のとおりです。具体的な位置は、但馬県民局環境課又は市役所生活環境課にお問合せください。

騒音規制法に基づく区域	
①の区域	第1種区域
	第2種区域
	第3種区域
	第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲概ね80mの区域
②の区域	①以外の区域